

令和3年10月13日開催  
調 査

# 経済福祉常任委員会資料

- 調査事件11 国民健康保険税率の見直しについて  
(その他所管に関する事項について)

福 祉 課



調査事件 1 1 国民健康保険税率の見直しについて  
 (その他所管に関する事項について)

1 広域化に伴う保険料水準の統一について

広域化に伴う国民健康保険税の保険料水準の統一に向けた経緯については、令和3年5月28日開催の経済福祉常任委員会において報告し、ご審議をいただいたところであります。

この度、国保連合会から統一保険料に向けたシミュレーション結果が示されましたので、町では、この結果を基に令和4年度の税率改正に向けた準備作業を進めてまいります。

2 現行の保険税(率)の水準について

現行の保険税率は、医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の3つで構成され、それぞれ所得割、均等割及び平等割の区分に応じて税率が定められております。しかし、町の現在の保険料率と標準的な保険税率を比較すると後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の平等割が賦課されていない状況にあります。

(単位：%、円)

区 分	所得割	均等割	平等割
医 療 分	11.00	20,000	32,000
後期高齢者支援金等分	3.00	10,000	-
介 護 納 付 金 分	2.70	12,000	-
計	16.70	42,000	32,000

3 シミュレーション結果について

国保連合会から示された統一保険料に向けたシミュレーションに基づく保険料率は、次の表のようになっております。

(単位：%、円)

区 分	所得割	均等割	平等割
医 療 分	7.43	24,105	25,426
後期高齢者支援金等分	2.32	7,682	8,103
介 護 納 付 金 分	1.49	6,836	5,325
計	11.24	38,623	38,854

差引

(単位：%、円)

区 分	所得割	均等割	平等割
医 療 分	△3.57	4,105	△6,574
後期高齢者支援金等分	△0.68	△2,318	<b>8,103</b>
介 護 納 付 金 分	△1.21	△5,164	<b>5,325</b>
計	△5.46	△3,377	6,854

令和3年度の現行の保険料の水準に比べて、シミュレーション結果では所得割、均等割において下がる結果となります。なお、平等割においては、後期高齢者支援金等分及び介護納付分において、新たに平等割が加わることで、増額となっております。

### 〔シミュレーションに基づく賦課割合〕

(単位：%)

区 分	所得割	均等割	平等割	応能：応益
医 療 分	43.51	34.46	22.03	43.51 : 56.49
後期高齢者支援金等分	42.83	34.88	22.29	42.83 : 57.17
介 護 納 付 金 分	42.27	35.22	22.51	42.27 : 57.73

### 〔現行（R3）の賦課割合〕

(単位：%)

区 分	所得割	均等割	平等割	応能：応益
医 療 分	51.63	24.56	23.81	51.63 : 48.37
後期高齢者支援金等分	53.78	46.22	0.00	53.78 : 46.22
介 護 納 付 金 分	53.30	46.70	0.00	53.30 : 46.70

○渡島管内の国民健康保険税の状況（令和2年度）

#### 【医療分】

(単位：%、円)

市町村名	所得割	資産割	均等割	平等割
函 館 市	9.94	—	24,110	23,340
北 斗 市	9.30	26.00	23,800	29,100
松 前 町	11.00	40.00	21,000	25,000
<b>福 島 町</b>	<b>11.00</b>	<b>—</b>	<b>20,000</b>	<b>32,000</b>
知 内 町	8.50	—	25,000	32,000
木古内町	8.60	—	23,500	18,500
七 飯 町	8.20	—	28,000	30,000
鹿 部 町	8.50	44.00	30,000	32,000
森 町	9.10	—	34,100	23,200
八 雲 町	9.10	40.00	26,000	31,000
長 万 部 町	11.50	—	27,800	27,500

## 【支援金等分】

(単位：%、円)

市町村名	所得割	資産割	均等割	平等割
函館市	3.19	—	7,650	7,410
北斗市	2.40	7.00	6,200	7,600
松前町	3.00	10.00	7,000	5,000
<b>福島町</b>	<b>3.00</b>	<b>—</b>	<b>10,000</b>	<b>—</b>
知内町	2.60	—	8,000	10,000
木古内町	3.10	—	11,500	—
七飯町	3.20	—	11,000	10,000
鹿部町	3.00	10.00	9,000	8,800
森町	2.61	—	10,100	6,900
八雲町	3.50	—	11,000	—
長万部町	3.75	—	8,500	8,300

## 【介護納付金分】

(単位：%、円)

市町村名	所得割	資産割	均等割	平等割
函館市	2.66	—	7,890	5,830
北斗市	1.80	—	10,000	—
松前町	1.60	10.00	7,000	5,000
<b>福島町</b>	<b>2.70</b>	<b>—</b>	<b>12,000</b>	<b>—</b>
知内町	1.90	—	7,000	10,000
木古内町	2.70	—	15,000	—
七飯町	2.20	—	10,000	8,000
鹿部町	2.20	10.00	10,000	8,500
森町	1.89	—	10,000	5,000
八雲町	2.50	—	14,000	—
長万部町	1.50	—	6,400	6,000

### 〔増減の賦課割合〕

(単位：%)

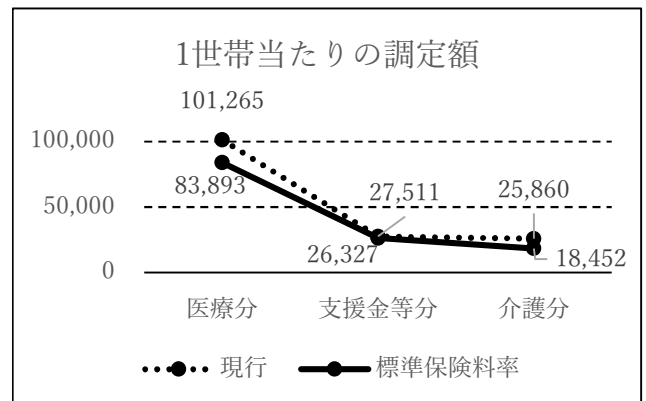
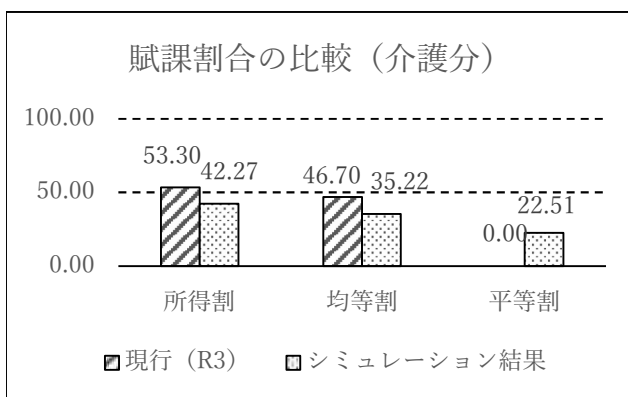
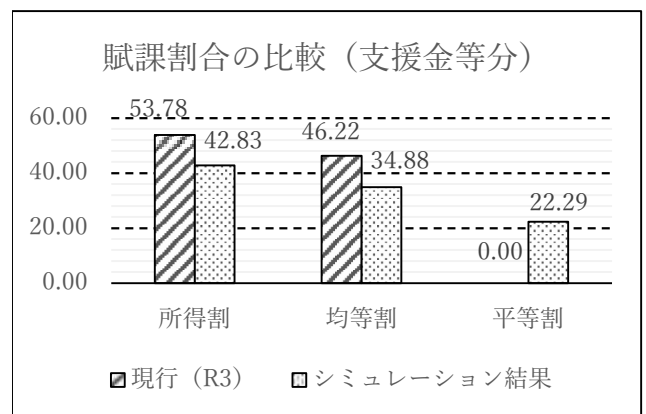
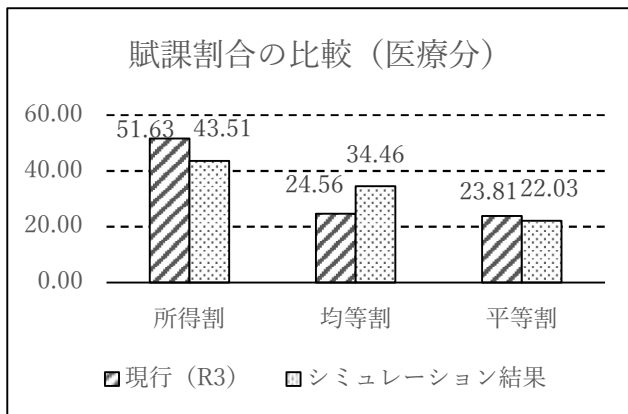
区 分	所得割	均等割	平等割
医 療 分	▲8.12	9.90	▲1.78
後期高齢者支援金等分	▲10.95	▲11.34	22.29
介 護 納 付 金 分	▲11.03	11.48	22.51

賦課割合においては、全ての所得割が減額となり、均等割及び平等割では増減があります。

### ● 1世帯当たりの調定額の変動見込み

(単位：円)

区 分	医療分	支援金等分	介護分	合計
現 行	101,265	27,511	25,860	154,636
標 準	83,893	26,327	18,452	128,672
計	▲17,372	▲1,184	▲7,408	▲25,964



#### 4 令和3年度納付金に対する国保税等の現状について

国保連合会に納める納付金の額と町が徴収する国民健康保険税等の額の比較対比は、次の表のようになっており、現時点では納める納付金に比べて、保険税の方が超過している状況にあります。

##### 【町の保険税等】

(単位：千円)

区 分	医 療 分	支 援 金 等 分	介 護 分	合 計
保 険 税	72,614	19,675	6,872	99,161
交 付 金 等	50,201	6,356	2,663	59,220
計	122,815	26,031	9,535	① 158,381

##### 【連合会への納付額】

(単位：千円)

区 分	医 療 分	支 援 金 等 分	介 護 分	合 計
納 付 金	101,122	25,896	7,356	② 134,374

(単位：千円)

区 分	医 療 分	支 援 金 等 分	介 護 分	合 計
差引額	21,693	135	2,179	③ 24,007

<b>保険税 ①</b> 158,381千円	—	<b>納付金 ②</b> 134,374千円	=	<b>超過額 ③</b> 24,007千円
---------------------------	---	---------------------------	---	--------------------------

国保連合会に納付する額134,374千円に対し、町が納税者から徴収している保険税及び交付金等の合計額は、158,381千円となっており、令和3年度の実績見込みでは24,007千円の超過となることから、基金へ積立する予定となっております。

## 5 令和4年度の税率改正の考え方について

国保の広域化に伴い、令和6年までに全道の保険料水準を統一することとなっております。

町では、基本的な方針として、国保連合会から示されたシミュレーション結果に基づき、税率改正をすることといたします。

なお、改正にあたっては、所得割及び均等割については、シミュレーション結果の標準保険料率に合わせることにいたします。しかし、平等割については、現行の保険料の水準と標準保険料の水準に乖離があることから、激変緩和により段階的に標準保険料に近づけることで、納税者の負担軽減を図ることとします。

特に、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の平等割については、3年間で段階的に標準額とすることにより、一人暮らしや夫婦二人世帯の高齢者等の世帯の負担感を軽減することといたします。

## 6 令和4年度の税率について

令和4年度の改正税率は、次の表のようになります。

### 【改正】

(単位：%、円)

区 分	所得割	均等割	平等割
医 療 分	7.50	24,100	25,400
後期高齢者支援金等分	2.30	7,600	3,000
介 護 納 付 金 分	1.50	6,800	2,100
計	11.30	38,500	30,500

### 【現行】

(単位：%、円)

区 分	所得割	均等割	平等割
医 療 分	11.00	20,000	32,000
後期高齢者支援金等分	3.00	10,000	-
介 護 納 付 金 分	2.70	12,000	-
計	16.70	42,000	32,000

### 【増減】

(単位：%、円)

区 分	所得割	均等割	平等割
医 療 分	△3.50	4,100	△6,600
後期高齢者支援金等分	△0.70	△2,400	3,000
介 護 納 付 金 分	△1.20	△5,200	2,100
計	△5.40	△3,500	△1,500



改正により所得割については、全ての項目で引き下げとなり、均等割では、医療費分を除く2項目で引き下げとなります。また、平等割では、医療分で引き下げとなりますが、後期高齢者支援分等及び介護納付金分で新たな負担となります。

なお、総体的には引き下げの割合が多くなりますが、世帯の状況に応じて、増減が見込まれます。

## 6 税率改正による影響額の試算について

令和4年度の税率改正による影響額を令和3年度の賦課額をベースに試算すると、次のようにおります。

### 【改正額】

(単位：千円)

区 分	医 療 分	支 援 金 等 分	介 護 分	合 計
保 険 税	69,323	18,542	4,517	92,382
交 付 金 等	31,222	3,449	1,496	36,167
計	100,545	21,991	6,013	128,549

### 【現行額】

(単位：千円)

区 分	医 療 分	支 援 金 等 分	介 護 分	合 計
保 険 税	72,614	19,675	6,872	99,161
交 付 金 等	50,201	6,356	2,663	59,220
計	122,815	26,031	9,535	158,381

### 【影響額】

(単位：千円)

区 分	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分	合 計
保 険 税	△3,291	△1,133	△2,355	△6,779
交 付 金 等	△18,979	△2,907	△1,167	△23,053
計	△22,270	△4,040	△3,522	△29,832

## 7 令和4年度の税率改正に伴う基金の取り崩しについて

令和4年度の税率改正において激変緩和措置を講ずることにより、財源に不足が見込まれますので、基金を取り崩して対応することといたします。

なお、不足が見込まれる額については、次のようになっております。

区 分	納付額	—	区 分	納付額	=	不足額 (基金取崩額) 5,825 千円
医療分	101,122		保険税	92,382		
支援金等分	25,896		繰入等	36,167		
介護分	7,356					
計	134,374		計	128,549		

### 参考：〔福島町国民健康保険事業基金〕

#### ■ 年度別基金残高

(単位：千円)

年 度	前年末残高	積立額	支消額	年度末残高
平成29年度	38,144	48	0	38,192
平成30年度	38,192	66,658	0	104,850
令和元年度	104,850	30,295	0	135,145
令和2年度	135,145	350	0	135,495
令和3年度	135,495	25,163	0	160,658
令和4年度	160,658	0	5,825	154,833

※令和3年度及び令和4年度の数値は、見込額となっております。

令和6年度の保険料水準統一までの期間は、事業基金を活用しながら財源の不足分を補うことといたします。

## 8 今後のスケジュールについて

令和4年度の保険料税率の改正に向けたスケジュールは、次のようになっております。

- R 3. 1 1 国民健康保険運営協議会への諮問、答申
- R 3. 1 2 定例会12月会議に条例改正案を上程
- R 3. 1 2 ~ R 4. 1 税率改正に関する被保険者への説明会
- R 4. 4 新保険税率による賦課を開始  
(納入通知書の送付は6月予定)

## 9 国民健康保険に係る条例改正予定について

保険税率の改正以外の国民健康保険に係る条例改正がありますので、次のとおり定例会12月会議に上程する予定となっております。

### ①出産一時金に係る条例改正（施行日：令和4年1月1日）

健康保険法施行令の一部改正により、現行の支給額40万4千円が40万8千円に引き上げられたため改正するものです。なお、規則で定める加算額は1万6千円から1万2千円に引き下げるため、総支給額は変更ありません。

### ②こどもの均等割保険料軽減に係る条例改正（施行日：令和4年4月1日）

国民健康保険法施行令の一部改正により、未就学児に係る被保険者均等割額の減額割合を10分の5とするため、条例を改正するものです。

〔参考資料〕

- 令和3年度国民健康保険税賦課支援事業基礎資料

(管内市町村の比較データ)

○ 1世帯当たりの保険料要因分析基礎数値

(単位：円)

区分	所得シェア分	人数シェア分	医療費指数分	1人当たり 納付金基礎額	1人当たり 納付金	1人当たり 保険料
函館市	49,439	77,569	4,187	127,909	126,791	102,872
北斗市	50,778	74,849	4,749	127,110	128,734	100,956
松前町	41,776	76,986	5,771	121,399	120,313	91,058
<b>福島町</b>	<b>44,955</b>	<b>75,574</b>	<b>8,542</b>	<b>125,805</b>	<b>122,847</b>	<b>89,755</b>
知内町	73,595	72,158	2,610	144,701	136,025	113,297
木古内町	61,174	76,082	4,579	138,302	134,067	109,424
七飯町	53,116	74,166	4,611	128,596	130,134	108,108
鹿部町	69,079	70,244	▲1,067	134,905	134,617	111,381
森町	60,539	72,005	7,653	136,705	137,785	108,879
八雲町	76,007	71,232	13,254	156,488	155,950	134,601
長万部町	68,844	74,011	7,550	146,685	145,393	118,456
管内平均	59,027	74,080	5,676	135,328	133,878	108,072
北海道	61,951	75,549	3,509	137,500	137,874	112,179

※上記の表にもあるように、当町の保険料等は管内的に一番低い位置にあります。

●改正後の試算モデル

令和4年度（案）の税率を反映させた場合と、現状の税率との対比による負担の増減は、次のようになります。なお、令和4年度の改正内容では、大半の世帯で減額となる見込みですが、令和5年度以降の改正内容によっては、一部の世帯において、世帯構成等の状況により増額となる可能性があります。

1. 年金暮らし（所得はゼロ）の場合

内容	増減額
1人暮らし	△1,500円
2人暮らし	△2,550円

【計算式例】

○1人暮らし

(単位：円)

区分	人数	医療分		支援金等分		介護分		軽減前 保険税率 (A)	軽減額 (7割) (B)	保険税額 (A) - (B)
		均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割			
現状	1	20,000	32,000	10,000	0	12,000	0	74,000	51,800	22,200
改正案	1	24,100	25,400	7,600	3,000	6,800	2,100	69,000	48,300	20,700
差引額		4,100	△6,600	△2,400	3,000	△5,200	2,100	△5,000	△3,500	△1,500

○2人暮らし

(単位：円)

区分	人数	医療分		支援金等分		介護分		軽減前 保険税率 (A)	軽減額 (7割) (B)	保険税額 (A) - (B)
		均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割			
現状	2	40,000	32,000	20,000	0	24,000	0	116,000	81,200	34,800
改正案	2	48,200	25,400	15,200	3,000	13,600	2,100	107,500	75,250	32,250
差引額		8,200	△6,600	△4,800	3,000	△10,400	2,100	△8,500	△5,950	△2,550

2. 所得額 100 万円の場合

内 容	増減額
1 人暮らし (40 歳)	△60,000 円
2 人暮らし (40 歳夫婦)	△54,050 円
3 人暮らし (40 歳夫婦と子供 1 人)	△53,200 円
4 人暮らし (40 歳夫婦と子供 2 人)	△52,350 円

3. 所得額 250 万円の場合

内 容	増減額
1 人暮らし (40 歳)	△142,500 円
2 人暮らし (40 歳夫婦)	△146,000 円
3 人暮らし (40 歳夫婦と子供 1 人)	△144,300 円
4 人暮らし (40 歳夫婦と子供 2 人)	△139,500 円

4. 所得額 500 万円の場合

内 容	増減額
1 人暮らし (40 歳)	△280,000 円
2 人暮らし (40 歳夫婦)	△283,500 円
3 人暮らし (40 歳夫婦と子供 1 人)	△269,800 円
4 人暮らし (40 歳夫婦と子供 2 人)	△248,100 円

○上記以外の所得額 750 万円を超える世帯では、現  
行の保険税が限度額を超えていることから、所得割  
が引き下げられたメリットがなく、例にあるような  
減額効果は見込めないこととなります。

○対象者としては、養殖昆布などの事業者がこれらに  
該当するものと見込んでおります。